

第44回 和歌山県人権施策推進審議会	
日 時	令和2年9月4日（金）13：15～14：50
場 所	和歌山市 ホテルアバローム紀の国
議 題	①会長の選出について ②会長代理の指名について ③審議会の運営のための小委員会委員の選出について
報 告	①「和歌山県人権施策基本方針」について ②人権施策について
そ の 他	意見交換など
出席委員	上岡委員、江田委員、島委員、高橋委員、玉置委員、 中萩委員、平木委員、古川委員、山岡委員、山添委員
配付資料	①【資料1】和歌山県人権施策基本方針 改定ポイント 基本的な取組（抄） ②【資料2】人権施策について ③【資料3】和歌山県人権施策推進審議会関係法令 ・冊子 和歌山県人権施策基本方針（第三次改定版） 和歌山県人権施策基本方針（第三次改定版）（概要版）
内 容	
	1 開 会 和歌山県参事 人権局長事務取扱 挨拶
	2 議 事

議題(1) 会長の選出について

和歌山県人権施策推進審議会規則第2条第1項に基づき、委員の互選により「江田委員」を会長に選出した。

議題(2) 会長代理の指名について

和歌山県人権施策推進審議会規則第2条第3項に基づき、会長が「古川委員」を会長代理に指名した。

議題(3) 審議会の運営のための小委員会委員の選出について

和歌山県人権施策推進審議会運営に関する要綱第3条に基づき、小委員会委員に「上岡委員」「江田委員」「玉置委員」「古川委員」「山添委員」の計5名を選出した。

3 報 告

報告(1) 「和歌山県人権施策基本方針」について

事務局より【資料1】「和歌山県人権施策基本方針 改定ポイント 基本的な取組（抄）」及び和歌山県人権施策基本方針（第三次改定版）及び和歌山県人権施策基本方針（第三次改定版）（概要版）に基づき説明した。

委員からの意見等については、以下のとおり

委員

啓発とよく聞かすが、その啓発が本人に届いているかの確認はどうされているのか。

事務局

確かに、啓発を行ったとしてもこちらからの独りよがりであると非常に意味がないと思う。どれだけ本人に届いているかということは測りにくいところであるが、啓発事業を実施する際にはアンケートなどでご意見をいただくことによってどこまでご理解いただいているか、どのような効果があるか、確認している。

委員	アンケートの回答率はどのぐらいか。
事務局	手元に資料を持ち合わせていないが、研修によって回収率は違う。たくさん回収できる会場もあれば、少ないところもある。アンケートでいただいたご意見についてはきちんと把握して、その後の啓発活動に役立てている。
委員	<p>海南市にある障害者施設の理事長をしており、そこは知的障害の方々、精神障害の方々が働く日中の事業所である。今から11年程前に、ある作業所で働く女性があり、この女性は地元の高校を卒業して、東京の大学に進学した非常に聡明な女性であった。ところが、大学在学中に統合失調症を発症し、何とか6年間かけて大学を卒業したが、同級生はどんどん就職し、自分が取り残されているとすごく落ち込んでいた。その後、海南市にできた作業所に、その女性は通うようになった。女性もここで再出発をしていくんだと希望に燃えて作業を行っていたが、家族が期待していた娘さんが病気になって、ある日母親が心中を図った。残念ながら娘さんは亡くなられ、母親は助かった。この事件を目の当たりにして、ひとりの命が亡くなったということで、嘆願書を出したりもできたが、私たちは嘆願書の提出はすべきではない、母親の犯した罪については真摯に向き合ってもらいたいと思った。しかし、母親がここまで追い込まれたのは何故なのかということを考え、家族依存から社会的支援に向けてという論議の中で、66家族の方々から家族の置かれている状況を面接でアンケートをとった。そのダイジェスト版の冊子をお渡しする。障害当事者については様々な支援があるが、その家族となると、残念ながら中々支援が行き渡らない。しかし、その一方で精神障害の場合は、隣・近所に伏せていることがまだまだ多く、家族は相当悩んでいる。私たちとしては、家族にかかっている負担を少しでもなくしていくべきではないか、という思いでこれをまとめた。質問は、ひとつは発症時の家族の混乱、保健福祉サービスや医療に対する思い、また制度や体制の問題など9点についてで、一番最後でこういう形になればいいなという提言をさせてもらっている。前述の事件が発生して1年半後ぐらいに和歌山市内でも同様の事件が発生した。それは、娘さんが中学校からいじめに遭い不登校になり、引きこもってしまい、家庭内暴力が始まった。その父親も精神障害者の家族会に参加し、周りもそ</p>

	<p>の家族を支えるような体制ができていたが、家庭内暴力があまりにもひどくて、母親もその家では住んでいられないということで親戚の家を転々とし、家庭内暴力を父親が受け止めていたが、ついに父親も限界がきて娘さんをあやめてしまった。裁判の結果は執行猶予ということで、つい最近その執行猶予も終わった。その後、父親はなぜこんなことをしてしまったんだということで大変反省をし、私たちはその父親とも話をした。今、私が話しているような内容が県施策の中に該当するかどうかは不明だが、精神障害の人たち、あるいはその家族が置かれている現状というのは厳しいものがある。全国で精神障害を抱えている家族は大変厳しい状況にあるのではないかと思い、発言した。こういう資料もあるので、一度目を通していただければありがたいなと思った。</p>
委員	<p>ありがとうございました。ご家族の皆さんの切実な声をまとめて、心の綱を提言するという形でお知らせいただいた。この会の審議の中でも活かさせていたいただきたい。</p>
事務局	<p>貴重なご意見をありがとうございました。障害を持たれたが故に命を絶たれ、残された方もいらっしゃるということで二重の苦しみに遭われているのかと思う。人権施策基本方針については、県全体で作り上げ、最終的に審議会の委員の方々にご意見をいただき作成した計画である。先ほどお話していただいた内容については、御了解が得られるのであれば、県の福祉部局、あるいは教育委員会にもお伝えしていきたい。また、啓発に携わっている者からすると、委員のおっしゃっている原因は、周囲の理解不足にあるのではないかと思う。精神障害は誰にでもなる可能性はあるが、委員がおっしゃっていた、隠さなければならないというのが全てを物語っているのではないかと思う。障害のある人の人権や様々な人権課題がありますが、正しい理解と認識を持っていただくような啓発を行っていくよう心掛けたい。その際にご協力をよろしくお願いしたい。</p>
事務局	<p>今、啓発の話をしたが、人権局では相談も行っている。ビッグ愛にある人権啓発センターに相談員を設置して、いろんな人権課題についての相談を受けている。昨年の実績としては、約260件の相談があり、委員からお話のあった障害にかかる相談というものも割合的に多い。そのため、相談があっ</p>

	<p>た場合には適切な窓口案内している。私も委員が理事長をされている障害者施設のパン工房を見学させていただいた。適材適所で障害の症状にあったところで就労してもらっており、みなさん生き生きと働かれていたのを覚えている。</p>
委員	<p>議題に上がっていないが、一つ伺いたい。臨床心理士など、それぞれの課で担当する相談員がいると聞いている。臨床心理士に相談できる無料相談があれば、教えていただきたい。今のところ、知っているのは全て有料で、1回が5千円から6千円と聞いている。無料でできる相談窓口があれば、お伝えしたい方が何人かいらっしゃるのでもよろしく願います。</p>
委員	<p>心理的なサポートを無料で受けられるところがどこかということでもよろしいか。</p>
委員	<p>はい。</p>
事務局	<p>「和歌山県人権施策基本方針（概要版）」の裏面に主な相談窓口を掲載している。いろんな相談窓口があるが、その中で臨床心理士や精神保健福祉士がいるところとしては、例えば「こころの悩み」には、県精神保健福祉センターでは精神保健福祉士がいたり、それ以外にも「女性」のところに記載がある県男女共同参画センター「りいぶる」ではカウンセリングが行われており、そこには臨床心理士がいると聞いている。その他の機関でも臨床心理士やそういった専門の方がおられると聞いている。</p>
	<p>報告(2) 人権施策について</p> <p>事務局より【資料2】「人権施策について」に基づき説明した。</p> <p>委員から特に発言なし。</p>
	<p>4 その他</p> <p>審議については、以下のとおり</p>

委員	新しい委員の方が何名かいらっしゃるので、まだご発言いただいてない委員の方に自己紹介を兼ねて一言なにかご意見をいただきたい。
委員	和歌山弁護士会の弁護士をしている。和歌山弁護士会では犯罪被害者支援委員会の委員長、また和歌山県の事業である性暴力の女性の救援センター「和歌山マイン」があるが、和歌山弁護士会でも支援をしており、そのプロジェクトチームの座長も2年務めている。
委員	大阪府立大学を退職し、特任の専任研究員として大阪府立大学人権問題研究センターに在籍している。専門は長い間、大阪府釜ヶ崎の日雇い労働者の調査をやってきて、ここ10年ぐらいは部落問題、同和地区の問題を研究している。今日、和歌山県の施策を聞き、非常にきちっと作られているなと思いつつ、一方で全体図で網羅的なだけで外部からはよくわかりにくいなという気がした。一番大切なのは県民に分かってもらうということで、この仕組みを県民に分かってもらうのはとても大変なのではないか。細かくきちっと作られていればいるほど、その分複雑で外部からちょっとわかりづらいのかと。大阪市でも委員として関わったことがあるが、大阪市の場合もそうで、市民の人達が具体的に何かトラブルだとかそういう事象に出遭った時に、これを聞いて「これは何処に相談したらいいんだ」という風になる。分野を問わないもっと間口を広げたポータルが必要なのかなと今日は聞いて思った。
委員	専門が幼児教育の中の保育内容の環境で、子育てなども研究していかなければいけないと思っているところ。また、県から「マナビィストの子育て」の講演を依頼され、子育てについて先日もお母さん方が孤立の孤の「孤育て」になっている、特にこのコロナ禍のなか、相談する人がいないというようなお話もあり、虐待問題も心配だというお話も伺った。幼児期の子育てについて、また人権問題について、この場で皆さんから様々な意見を聞いて私自身も勉強していきたいと思っている。
委員	先ほど「人権施策について」で紹介のあった「インターネットと人権」事業に昨年参加させてもらい、その関係で今回声をかけていただいたのかと思う。弁護士の業務として人権の分野にあまり関わっていないので、私の知識や経験がどの程度この審議会を活かしていただけるのかと感じているが、任期中

	<p>はがんばりたいと思う。今日、資料を見せていただき、報告を聞いて事業の内容がようやくわかってきたところで、今、整理に追われている。</p>
委員	<p>人権の問題も非常に広いので、ここにいらっしゃる委員の方のご発言やご意見や委員同士でいろいろ教えていただけたらと思っています。</p>
委員	<p>民間の団体の代表をしている「ITO☆WINN」は県の男女共同参画推進員の伊都地方のグループで、有志で立ち上げ、男女共同参画社会を推進していくために地域の中で活動している。他にも橋本市で女性電話相談員養成講座を行っており、その一回目のメンバーで立ち上げた「GE橋本サピイエ」というグループもあり、橋本市内における講座や女性の居場所であるようなサロン、女性への暴力防止啓発活動も行っている。私は個人的に女性からの電話相談の対応などもしており、やはり今コロナ禍においてステイホーム期間が長引き、DVが増加していると言われている。実際のところ確かにストレスが高くなり、DVが増加しているという傾向があるかもしれないが、原因がないところに起こるわけではなく、例えば東北の震災の時でもDVが顕在化されたと言われており、DV、女性への暴力や女性への人権侵害の根があるところに起こってくると思うので、日頃からのそれらに対する理解や啓発がすごく必要だと、地道に活動していくことの大切さというのを改めてコロナの状況の中で感じて、日々の活動をしていこうと思っています。</p>
委員	<p>今、コロナ禍で看護職も、医療機関の中でも行政の中でも、大変ご苦労されている。6月まで看護協会に在籍していて、その中で実際に聞いた話では、病院に勤めている看護師さんの家族で保育所に来させないでほしいと言われた相談もあったり、いろんな情報が入ってくる。そんな中で知事のメッセージも拝見したが、コロナがインフルエンザなどの一般の病気と同じであることを説明したらご理解いただけると思う。皆さんに啓発をしていく必要性を、今日いろいろな話を聞き感じている。</p>
委員	<p>人権問題は非常に多岐に渡っており、かつ、啓発を広めていくということは本当に大変だと思う。私もかつて小学校、中学校で教師をしていたので、やはり学校教育は全ての子供達がそこを通るので、そういう機会はすごく大事だと思っている。先ほど、精神障害の課題もお話させてもらったが、精神</p>

	<p>障害の子供たちについてきちんと学習する中で正しく認識していくと思う。海草の自立支援協議会の精神保健福祉部会の会長をやっていたが、その時も学校教育で精神保健のこころの病をどうすれば理解してもらえるのかと、みんなで「こころの病とは」というハンドブックを作った。そして、各学校にお願いをしてホームルームの時間などで私たちが出張で授業をさせてもらい、取り上げてもらった。特に精神障害は思春期に発病するので、思春期の時にきちっと知識をつけてもらうということがすごく大事だと思う。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほど、委員からご意見のありました県における相談体制について少し説明させていただく。先ほどの「人権施策について」の説明にもあったように、人権局は多岐に渡る人権課題についての総合窓口となっており、当課に相談していただければ、傾聴し、当課で解決する部分につきましては対応させていただき、当課で解決できない部分に関しては的確に相談窓口を案内している。また、相談ネットワーク協議会等で情報共有やスキルアップを図る研修会などを開催して取り組んでいる。毎年、県民の友という県の機関紙があり、毎年11月は人権特集号となっており、そこでも詳しい人権窓口についての啓発を行い、県民の方々に周知を図っている。</p>